

平成20年度第1回

新宿区環境審議会

平成20年4月30日(水)

新宿区環境清掃部環境対策課

平成20年度第1回新宿区環境審議会

平成20年4月30日(水)

本庁舎6階第3委員会室

1 議題

- (1) 「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価について
- (2) その他

2 資料

- 1 環境審議会委員名簿
- 2 東京都環境影響評価調査計画書の概要大日本印刷市谷工場整備事業
- 3 大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧及び意見書の提出について
- 4 「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見(案)

審議会委員

出席(12名)

会 長	丸 田 頼 一	委 員	崎 田 裕 子
委 員	岩 本 美 枝	委 員	内 藤 浩 市
委 員	小 林 辰 男	委 員	板 本 由 恵
委 員	村 山 正 治	委 員	高 瀬 賢 三
委 員	加 藤 正 巳	委 員	佐 々 木 一 彦
委 員	川 俣 一 彌	委 員	鴨 川 邦 洋

欠席(4名)

副 会 長	立 花 直 美	委 員	安 田 八 十 五
委 員	勝 田 正 文	委 員	西 山 安 江

午後 2 時02分開会

開会

会長 では、定刻を過ぎましたので、始めさせて頂きたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。

只今から、平成20年度第1回新宿区環境審議会を開催します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局に対して何か欠席等のご連絡ございましたらお願いします。

環境対策課長 本日は、立花委員、西山委員、勝田委員から欠席のご連絡を頂いております。また、安田委員からは、ご連絡は頂いておりませんが、定数は16名ですので、審議会規則により開会条件は満たしております。

会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、区の組織改正に伴い、環境審議会委員の環境清掃部長と幹事の変更がございましたので、そのご報告をお願いします。

環境対策課長 それでは、本日、改めて審議会委員の名簿を配布させて頂きました。今回、区の組織改正により、区からの委員、環境清掃部長、鴨川邦洋に変わりました。また、それに伴い、幹事等も変わりました。

また、名簿の14番目の佐々木委員ですが、職業等欄ですがハイアットリージェンシー東京株式会社ホテル小田急と表記を変更させて頂きたいと思いますのでよろしくお願います。

会長 ありがとうございます。

それでは、環境清掃部長の鴨川委員からご挨拶をよろしくお願いたします。

鴨川委員 4月1日付の異動で就任いたしました、環境清掃部長の鴨川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

前職は環境土木部資源清掃対策室長ということで、リサイクル清掃を所管しておりました。今回、4月1日に大幅な組織改正がございまして、環境土木部につきましてはみどり土木部と環境清掃部の2つの部に分かれてました。その中で資源清掃対策室については、リサイクル清掃課と新宿清掃事務所がありましたが、リサイクル清掃課につきましては旧環境土木部の環境保全課の公害関係とまち美化関係を統合して、生活環境課として新たにスタートしました。残りの業務は、環境対策課ということで、当審議会を所管しております。

その辺のことについては、今日は詳しくやりませんが、今日机上配付しています環境保全のしおりの2ページから10ページぐらいまでがこの辺の環境のことを学びたい、環境により行動を始めたいというところの環境対策課の事業です。それから、身近な地域の環境をよくしたいとか、12ページ以降、大気汚染、公害環境も含めまして生活環境課ということで新しい所管になっています。

組織改正の概要につきましては、以上ですが、今年度、環境行政につきましては、先般、答申を頂きまして策定しました環境基本計画、その中にも地球温暖化の取り組みが、今年度、京都議定書の温室効果ガスの削減の第1約束期間に入ったということで、国、自治体等、色々な事業が活発化してくると思いますので、新宿区としても、みどりのカーテン事業を含めた新規事業を幾つか予定しています。5月以降、広報等で区民に周知をして取り組んでいきたいと考えております。また、適宜、当審議会にもご報告を致しまして、ご指導、ご助言を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。どうぞ今後ともよろしくお願い致します。

事務局説明

会長 では、本日の議題につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

環境対策課長 本日の議題につきましては、「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価について、そしてその他ということです。

また、お手元の資料で確認をさせて頂きますが、本日の次第の後に委員名簿、そしてカラーコピーで東京都環境影響評価調査計画書概要の冊子でお配りさせて頂いております。その後に、縦覧及び意見の提出と区長の意見の案をおつけしています。

また、本日、机上に新宿区をみどりのカーテンでいっぱいにしようというものと、新宿区打ち水大作戦、新宿ライトダウンキャンペーン、そして環境保全のしおりということでお配りさせて頂きました。

よろしくお願い申し上げます。

「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価について

会長 今日は事前に環境影響評価ということで、大日本印刷市谷工場整備事業をアセス側から見るということでお送りしてありますが、そのご説明を事務局から伺って、その後、ご意見を頂くこととなります。よろしくお願いいたします。

前回はそうでしたが、環境影響評価、これは東京都の条例に基づいている事業が、評価書の提出など進められるということで、その辺の流れも含めて、もう一度復習の意味でご説明頂き、それからこの調査計画書という第1次的な環境影響評価に関する報告書になりますが、そのご説明を伺います。では事務局から、よろしくお願いたします。

環境対策課長 本件につきましては、東京都の環境影響評価条例に基づきまして、地元区長の意見を聴取するという事で、新宿区にこの依頼がまいりました。この建築計画そのものは、今後しかるべきセクションに、今回は非常に規模が大きいということで、東京都に対する報告ということになりますが、いずれにしてもこの建築によってどのような影響があるかということ、事前に地元の区長の意見を聞くということです。

そして、事前にこの環境影響評価調査計画書をお送りさせて頂きました。ページ数も多いので、本日はお手元にA4の横カラーコピーで東京都環境影響評価調査計画書の概要の冊子をお配りしました。これにつきまして、ご説明させて頂きます。

1ページに対象事業の名称及び種類があります。

名称は、大日本印刷市谷工場整備事業です。

対象事業種類は、東京都の環境影響評価条例に基づき、項目が決まっています。その中で、高層建築物の新築、この場合は高さ100メートルを超え、かつ延べ床面積が10万平米を超えるものがこの対象になりますが、本件がその物件に当たります。また、工場の設置、新設についても、この環境影響評価の対象事業になります。

次に、対象事業の内容です。

計画地は、市谷加賀町1-1-1他です。

計画敷地面積、約5万3,800平方メートル、建築面積1万8,000平方メートル、延べ床面積、約23万8,000平方メートルです。

建物高さですが、事務所、工場、地域開放型施設の大きく3つの部分で成り立っています。一番高い棟が事務所棟の高層棟で約125メートルです。また、こちらの地域開放施設ですが、現在もこの大日本印刷では地域開放型の施設として、体育館、プールなど設置していますが、改築後も同様な施設プラス文化施設として、美術館または図書館等を予定しています。

施設用途は、事務所、印刷工場です。この地で、大日本印刷は120年ほど工場を操業していますが、現状の印刷工場よりは、この改築により、2分の1程度に工場面積は縮小するようです。また、週刊誌等の最小限の印刷業に留めています。近隣にある事務所棟を、高層に集めることも聞いています。また、工場については、最小限に留めるということです

が、大部分は埼玉工場に移転をするということで伺っています。

工場の稼働時間は24時間稼働ということでして、駐車場規模は約600台です。

工事予定期間は、 期から 期までの3期に分かれていまして、 期工事が21年から23年、 期が23年から26年、 期が27年から29年ということで、かなり長期間にわたる改築工事です。操業をしながら改築を進めていくというものです。

新しい施設の供用開始は29年の10月を予定しております。

次に、既存建物の概要ですが、今現在はこのような形で建っています。ブルーの色ところが工場や作業場です。ピンクの部分が事務所です。緑色の部分が地域開放型のスポーツ施設です。

次のページがCG全体図ですが、こちらは牛込第三中学校側から、北側の部分から南の方を見ての図になっています。ここに大きく建っているのが125メートルの事務所棟になります。周りには緑化の面積が約1万3,000平米の緑地帯を設けるということで伺っています。

次に、土地の利用計画です。このような形で土地を利用するというのですが、大きく3区画に分かれていまして、真ん中の事務所と書かれているところが事務所や製版工場になると聞いております。また、右の部分は、事務所や印刷・製本、文化施設がつくられます。また、一番左側が、地域開放型の体育施設です。

次のページの真ん中の部分が中央街区で、一番高いところが事務所棟で、最高の高さが約125メートルです。右側が、東 - 1 街区、東 - 2 街区となっていまして、西側の部分、中央街区の部分もそうですが、この工場関係、中央街区の製版、また東街区の印刷・製本部分、おおむね地下部分に潜っている形になっています。赤い線が前面道路レベルということで、ほぼこの工場部分は下に潜る形です。

次のページの環境影響評価項目です。東京都の環境影響評価条例の評価項目は、17項目です。今回、事業者側からは工事施行中につきましては5項目、工事完了後につきましては10項目、全体では12項目の環境影響評価の計画です。残り5項目は後ほどご説明いたしますが、特にやらない、選定をしなかったという部分です。

それでは、次のページから、個々の部分での選定した理由、選定しなかった理由も含めましてご説明をいたします。

まず大気汚染、悪臭については、選定をした部分ですが、工事の施行中と工事完了後と分かれています。

大気汚染につきましては、建築機械が稼働しますし、また工事用の車両等も走行しますの

で、工事中も選定します。また、工事完了後は、工場等の稼働や地下駐車場の利用、関連車両等が出入りしますので、評価項目としています。予測事項としては、右のように二酸化窒素や浮遊粒子状物質、SPMをやるということです。

悪臭につきましては、工事中は特にやらず、工事完了後に工場の稼働に伴う臭気発生の可能性を計画しています。

次のページの騒音・振動につきましても、工事と工事完了後ということです。工事中は建設機械の稼働や工事用車両等の走行、また工事完了後は工場等の稼働、関連車両の走行ということで、騒音・振動を計画しています。

また、その下の低周波音ですが、特に東京都の評価項目の中では別建てにはしていませんが、事業計画を進めていく中で、発生源と考えられる冷却塔等の設備機器の設置が明らかになった場合、環境影響評価の項目として選定をするというものです。

次の土壤汚染につきましても、工事中は、計画地内には、「土壤汚染対策法」に規定する有害物質使用特定施設、及び「環境確保条例」に規定する有害物質の取扱事業が存在し、本事業は同法第3条、並びに同条例の第116条及び第117条に該当するというものです。また、既存工場が稼働しているため、既存建築物解体後の土壤汚染の調査結果等は、手続の進捗状況に応じて明らかにしていきます。印刷工場ですので、土壤汚染の可能性は大であるということです。また、予測項目としては、土壤中の濃度、地下水への溶出の可能性、汚染土壌の量などを調査項目としています。

また、工事完了後ですが、大部分の工場が埼玉の方に移転するので、VOCも含めて今後の工場は有害物質は使用しません。他の施設も土壤汚染の原因となる物質を発生させる恐れがないので、予測項目としては選定していません。

次に、地盤です。これは工事施行中の部分ですが、建築工事に伴う地盤の変形及び沈下により、地盤に影響を及ぼす恐れが考えられますので、地盤の変形の範囲及び変化について調査をします。

次に、日影、電波障害、風環境です。

まず、日影ですが、工事の完了後ということで、最大125メートルの建物の計画建築による周辺地域への日影が日照に影響を及ぼす恐れが考えられますので、選定しています。冬至日の日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度の予測事項です。

次に、電波障害です。かなり長期の工事になります。特に高層ビルが建つ時期は、平成23年から26年を予定していますので、デジタル化されています。しかし、電波障害という

ことで、周辺地域のテレビ電波の受信に影響を及ぼす恐れが考えられるので選定していません。

次に、風環境です。周辺地域の風環境に変化が生じる恐れがあるので、風向や平均風速及び最大風速等の突風の状況、あるいは風環境の変化する地域の範囲及び変化の程度、年間における強風の出現頻度などを調査項目としています。

次に、景観、自然との触れ合い活動の場です。

まず景観です。高層建築物ですので、主要な景観構成要素の改変及び地域景観の特性の変化、代表的な眺望地点からの眺望の変化が景観に影響を及ぼす恐れが考えられるので、予測項目としては主要な景観の構成要素の改変の程度、地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、圧迫感の変化の程度を調査項目としています。

また、自然との触れ合い活動の場ということです。こちらは、約1万3,000平方メートル程度の大規模な緑地帯緑地等を設けることにより、自然との触れ合い活動の場が持つ機能が向上すると考えられるますので、こちらも調査します。

次に、廃棄物、温室効果ガスです。

廃棄物につきましては、工事施行中と完了後ですが、工事施行中は建築廃材の発生、建築発生土の発生でして、既存建築物の撤去に伴う廃棄物、建築工事に伴う廃棄物、土壌の掘削及び切り土等に伴う建設発生土を予測事項としています。工事の完了後は、工場等の廃棄物の発生でして、工場の稼働に伴う廃棄物を予測事項としています。

また、温室効果ガスということで、工事の完了後ですが、工場等のエネルギー使用により、温室効果ガスの発生量を予測するものです。温室効果ガスの排出量、エネルギー使用量の程度、またエネルギー削減の程度を予測事項とするものです。

以上が選定をした項目と、その予測事項です。

以下、5項目は選定をしなかった部分です。水質汚濁、地形・地質、水循環、そして生物・生態系、史跡・文化財です。

まず、水質汚濁ですが、工事の施行中の掘削工事に伴う排水及び雨水排水等は、沈砂槽等により処理し、「東京都下水道条例」等に定める下水排除基準以下にした上で、公共下水道へ放流をする。また、土壌汚染が確認されるなど、地下水への影響が考えられる場合は、「東京都環境影響評価条例」に基づき手続の進捗状況に応じて内容を明らかにするものでして、今の段階では事前の評価をやらないというものです。また、工事の完了後は、印刷工場において大量に水を使用することはなく、雨水及び工場排水については、「東京都下水

道条例」等に基づき、公共下水道へ放流するもので、こちらもこの評価項目にはしないというものです。

地形・地質です。工事の施行中ですが、掘削時には剛性の高いS MW工法による山留壁を採用するため、地形・地質を著しく不安定にさせる恐れがないので、こちらもこの評価項目にはしないというものです。

次に、水循環です。計画地を含む周辺一帯の大部分は、既に施設や舗装で覆われた状態であり、地下への雨水の浸透は少ない。また、遮水性の高いS MW工法による山留壁を設置するとともに、計画地が位置する淀橋台には、透水係数が高く、地下水の流動に大きく影響する帯水層が広く分布していることから、周辺の地下水流動、並びに水循環への影響は小さいものと考えられるので、これは選定しません。

但しということで、地下水位の観測を掘削工事着工前から実施し、工事の施行中における地下水位の状況について十分監視を行う予定なので、井戸などもこの工場内にありますので、そういう地下水位の状況を監視していくということです。

次に、生物・生態系です。

工事の完了後ですが、現在の計画地は工場が稼働しており、場内の大部分はアスファルトやコンクリートで覆われており、現存する植物・動物は市街地に普通に見られるものであり、影響は小さく、今後はかなりの緑地面積を設けますが、今現在、屋上緑化などはしてありますが、通常見られる市街地と余り変わらないのでやらないというものです。

また、史跡・文化財です。

工事の施行中ですが、計画地には法令等により、指定を受けた史跡・文化財、埋蔵文化財包蔵地等の指定はないというものです。

こちらについても、但しということで、工事に先立ち試掘により確認し、埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法や東京都文化財保護条例等に基づき、関係機関と協議の上、対応するものです。

以上が今回17項目の調査項目にするか、選定をしないということの理由等です。

次に、工事の計画ということで、次ページに進みます。

この工事は、第 期から第 期までの工事期間です。工事場所は、 期工事、 期工事、 期工事と、黄色で表示された部分が、工事場所です。

次に、次のページへ移ります。

環境に影響を及ぼすと予想される地域です。黒いところが、この計画地で、その外周にあ

る灰色の部分が、この影響を及ぼすとされる地域です。また、北山伏町のところに少し出っ張った部分が、デジタル化された際にも、電波障害の影響があるところです。

最後に、環境影響評価・手続の流れです。

縦覧期間や閲覧期間が終了しました。今後、5月7日までに縦覧に対する意見、また地元の関係する区長の意見を述べる機会が設けられております。その後、東京都の環境影響評価の審議会で、その出された意見を審議して、事業者側にそれを伝え、そして事業者側が評価案をつくるというものです。評価案をつくった後に、再度、公示・縦覧をし、その後、都民の意見を聞く会を設けています。予定では、最終的には評価書ができるのは2009年1月の予定です。

先ほどのA4資料の大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価計画書の縦覧及び意見書の提出に内容は書いてあります。

この縦覧は4月16日から4月25日までの間行いました。

時間は、東京都から指定された時間の9時半から4時半までです。

縦覧場所は、新宿区環境対策課、東京都多摩地域と都庁の本庁地区です。

閲覧場所は、区役所は から まで、特別出張所や図書館等を指定させて頂きました。

意見の提出は、郵送または持参です。

意見は、5月7日までの受け付けですので、まだその期間です。

参考までに、環境対策課等での縦覧件数は5件です。私どもを通じての意見の提出はありませんでした。また、電話等の問い合わせは4件でした。

以上です。

会長 ありがとうございます。

この件に関しての内部検討会も開催され、今ご説明の調査計画書の区内部のご意見は既にまとめられており、後ほどそのご説明を伺いますが、私どもはそれを参考にして、色々なご意見を委員の皆さんからお聞きしたいと思います。とりあえず今までのご説明でご質問等がありましたらお願いします。

板本委員 今まで大日本印刷さんは屋上緑化をしています。計画されている建物は、先ほどの青写真では屋根の上が緑にはなっていましたが、文章的には一言もそれに触れていないのですが、どのようになるのでしょうか。

会長 屋上緑化のことは書いてありましたね。

板本委員 気が付きませんでした。

会長 事務局、何ページでしたか。

環境対策課長 緑の冊子の10ページ目の下の方に、総面積が約1万3,000平米を超える大規模な緑化計画が書かれています。こちらは地べた部分の緑化のみで、今、板本委員のお話の中で、屋上緑化につきましてはこの部分に含まれていないということですが、プラス屋上緑化をやるということで事業者からの説明は聞いています。

板本委員 すみません、ありました。

会長 10ページ目の緑化計画、その3行目に、接道部緑化を含め地上緑化や屋上緑化を行う計画があると明記されていますね。

ほかにございますか。

サキ田委員 質問ですが、こちらの図面の中では印刷工場が地下にかなり入っていますが、色々ご説明の中では、余り印刷をしないということですが、その辺の確認をしたいと思います。なぜかと申しますと、この後の意見のところ、印刷工場というと、普通地域の方はVOCをどの位使用しているかが一番気になる場所だと思います。逆に使用していないのなら使用していないことを証明するためにも、きちんと調査項目に入れた方が良くと思います。それだけ質問をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

会長 事務局どうですか。

環境対策課長 区も、細かい印刷内容は聞いていませんが、先ほどご説明させて頂いたように週刊誌等は、工場が埼玉地区に移転すると少し距離が延びてしまい、週刊誌等はタイムリーに出さなくてはならないので、週刊誌分は現在と同じ場所で印刷すると聞いています。最小限の印刷に止めると、先ほどのように2分の1程度に縮小することになります。その2分の1がどの程度になるのかは、私ども伺っていません。

今、サキ田委員からお話のように、印刷にはインクを使用するわけですから、VOCは必ずついて回りますので、その辺は心配の部分です。

サキ田委員 わかりました。ありがとうございます。

村山委員 これだけの大きな建物が立つわけですが、周り、交通、道路の幅、かなり狭いですが、大丈夫ですか。ここまで中に入れば広いですが、3カ所ぐらいしかないと思います。その道路のアクセスは、どのような状況になっていますか。

環境対策課長 緑の冊子の17ページ目に、工事用車両の走行経路、赤が入場ルート、青が退場ルートと書かれています。これは工事中の話です。工事完了後は印刷や出版用の車両

については、外堀通りから入って、その奥まで行かずに地下工場に全て入りますので、工場稼働に伴う運搬車は周辺道路に影響は及ぼさないと思います。ただ、どうしても事務所系ですので、一般的な乗用車等は、やはり通ると思います。

ただ、全体の車両については、11ページ目 で関連車両の動線計画がありますが、そちらの後段に、工事の完了後における関連車両台数は約2,200台でして、今2,300台、100台程度しか現状減りませんが、それでも減っていく予測を事業者側はされています。

村山委員 逆に減るどころか、増えるのではないですか。17ページの区道の34 - 10の入り口等は大きい車など一緒に入りますよね。

環境対策課長 そうですね。この部分は工事車両の入場ルートにはなっておりますが、工場が新しくなり、稼働された時にはここは通らないということで聞いております。あとは工場の操業自体が2分の1程度に減るということで、この数字どおりだと思っています。

村山委員 広げる計画はないですね。

環境対策課長 道路の拡幅はございません。

村山委員 外堀通りの方は、少し広げましたね

環境対策課長 では、17ページ目の区道の34 - 220、こちらは拡幅をしています。また、青冊子の6ページ目に土地利用計画があります。それで今申し上げた34 - 220は、右側から上がってくる形になりますが、3区画に分かれてまして、一番右側の事務所、工場、それと真ん中の事務所の大きな場所、この間は非常に坂が急で真ん中が谷底のような形になっています。これは通称中根坂と言われてまして、G Lを上げることで、全体的に上がってくるので、右側の事務所棟、印刷・製本工場が地下に潜る形になっています。

また、この中根坂から防衛庁方向は、今現在、非常にクランク状で、見通しがきかず、なおかつ坂を上りきって吹かして行って交通事故の可能性もあるとのことで、この辺の道路のつけかえについても、この事業に伴い施行します。

村山委員 そうですか。

会長 よろしいですか。

村山委員 このくらいの建物になると、少しバックして道路に使うとかの指導はできないのですか。目いっぱい建てるのではなくて。

環境対策課長 まだ計画自体が正式に届けられたものではないので、今後そのような指導もあるかも知れません。

会長 アセスをやって、それから事業計画、そして次に入ってきます。 どうなるかわから

ないですね。

内藤委員 地元ですので、申し上げますが、外苑東通りから、今、村山委員がお話しの区道34-10の入口は今でも細くて大変です。曲がれなくて、この辺が非常に渋滞の原因になっています。この牛込・仲之町会から女子医大へ行く道も満杯ですので、これが両方とも出てくると大きな問題になると思います。それから今、課長から説明ありました区道の方も差がかなり多いです。道路の高低差がありますから、クランクだけでは回れないです。二、三日前に見てきましたが、この計画どおりではかなり厳しいと思いますね。630台も入ってくるのに、それに見合うだけの道路幅員がないです。内部はできても入り口の両方が出ないと、これは公害の空気の汚染の源になるのではないかと、渋滞のもとになります。

村山委員 かなり渋滞になりますよね。逆に今よりも増えるのではないかと思います。

内藤委員 増えますね。630台の駐車場があり、規模も443%、土地面積に対して増えるわけです。これは数量的にも相当の車のアプローチが増えてくると思います。大日本印刷には特に紙パルプを運ぶ大型車が相当あるので、よく回らないで非常に困っているケースやずっと渋滞が起きている。普通乗用車ではなくて大型車が相当入ってくる現実の問題を、検討することが大事だと思います。

会長 また、アセスの項目のときに追加してご意見を述べて頂ければと思います。

岩本委員 隣接している北側の中学校の校庭への影響は、かなり大きな影響があるのではないかなと思います。工事の完了後にやるということが書いてありますが、事前に何かシミュレーションのようなものが示されているのでしょうか。

環境対策課長 多分これから風洞実験等を行うのではないかと思います。今ご指摘のとおり隣接する区の牛込第三中学校に対する影響が、区としても心配をしています。それにつきましては、またご意見を頂いて、もう少し配慮することも必要ではないかと思っています。

会長 そうですね。これから予測の実験をやって、それでどのようにしたら良いのかを示してくるわけですから、後で項目として追加していきたいと思います。

小林委員 3点ほど考えてみました。

1つ目は、自分がこの開発する地域の立場だったらどうだろうかということです。2つ目は現状より良い環境をつくらなければいけないということです。3つ目が、この地域が安全と安心で発展しなければいけないのではないかということです。

目次のところに、地域の概況として、一般項目で1から挙がっていますが、特に環境項目の中で、安全と安心に対しての項目が必要だと思います。2つ目は検査等で放射性物質も

扱われると思います。そして、避難時や防火水槽も考えなくてはいけないと思います。

そして、先ほど村山委員からの話の道路のことも検討しなければいけません。その中で私は2つ指摘します。

先ほど村山委員は、道路幅員を指摘されましたが私も同感です。あわせて森林のことを考えてもらいたいと思います。

2つ目は、駐停車の問題です。幾ら道路や幅を広げても、そこに駐停車を認めたのでは余り意味がありませんので、あわせてその辺を検討する必要があります。

次に、大きい2点目ですが、先ほど担当課長から説明がありました、70ページに選定した項目があります。また、71ページには選定しなかった項目があるわけですが、まず最初に選定した項目、74ページの特にこの中で地盤を私は注目すべきだと思いました。

1つは、断層の有無を確認する必要があると思います。また、2つ目はボーリング等の有無、内容、程度などをしっかりと見きわめ、確認した上で進めるべきだと思います。

先ほどの内藤委員の話にもありましたが、あの地域はかなりの山・坂があります。この工場は多分低い位置だと思いますが、周囲が舗装されていると水というのは一点に集中しますのでそのようなときの対応を考える必要があります。また、山・坂があれば当然にがけ崩れも考えなければいけないと思います。

次に、選定しなかった理由の中で、地形・地質と水循環について申し上げます。

この地域は山・坂がありますが、ボーリング等によってしっかりと地質調査をお願いしたいです。また、配慮する必要があると思います。水循環については、地域一帯をもう少し具体的に状況を示し、本当に大丈夫かどうかの調査をする必要があります。

会長 では、事務局の方、内部の方で詰められた区長意見(案)をもとに追加していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

環境対策課長 わかりました。

それでは、4月17日に内部で関係する部長、課長で、この環境影響評価検討会を行いました。その際に、事業者側から個々の部分について説明を受けました。

環境影響評価検討会の意見や質問の概要ですが、地域開放型施設へのアクセスはどのようにするかや、除外をした項目、特に水質汚濁などについて再度説明を求めたいということで説明をしてもらったとか、また、周辺、学校等に対する説明はどのようにしていくのかということや、また景観については現在1ポイントのみの調査ですが、もう少しポイントを増やした方が良いのではないかと。また、外苑東通りからの車両の出入りについての沿線の影

響では、周辺住民の理解をこのままでは得がたいのではなかろうかとか、また、かなり出ている緑化計画に対する管理方法はどのようにしていくのかとか、史跡・文化についても、これまでの出土はなくても新たに掘削するときは事前に行う必要があるのではなかろうかとか、あるいはこの計画書の中で、色々な区の計画などを引用されておりますが、例えば新宿区の環境基本計画や都市マスタープランの最新版ができていますので、最新のものを参照にされたいとか、太陽光発電等の新エネルギーへの取り組みを図っていかれたいとか、外壁への反射光による影響なども考慮する必要があるのではないかのご質問をさせていただきました。

その中で、やはり環境に影響が考えられるものについては全て評価をすべきだとの意見でした。文化財についても同様に、出土する可能性があるので加えた方がいいとの意見でした。また、牛三中の隣接する建物に対する評価を十分行う必要があるとの意見が検討会で論議されました。

そのような検討会の内容を、お手元に区長意見の案ということで、今日、委員の皆様方のご意見を受けまして、修正をし、これを区長に提出をし、区長が意見として都知事あてに提出しますので、たたき台としてご覧頂きたいと思います。

まず1番の 水質汚濁及び水循環の項目については、工場敷地内の土壌汚染に起因する汚染が懸念されることから、工事進行中及び工事完了後とも、評価項目として選定されるよう要望する。

史跡・文化財についても評価項目に加え、十分な調査を実施されたい。

温室効果ガス項目については、建設工事中においても地球温暖化防止に配慮し、環境影響評価予測を行われたい。また、太陽光発電等の新エネルギーの利用による温室効果ガスの排出抑制も併せて検討されたい。

景観項目についての調査地点に、遠景域からの眺望地点を複数追加されるよう要望する。また、建物の外壁や窓からの太陽光の反射を軽減する材料を使用するほか、質感・色彩・色相に配慮することを要望する。

風環境の評価にあたっては、風洞実験による評価のみではなく、実態調査による現状との比較検討を広範囲に実施し、牛込第三中学校などの隣接する建物への影響評価を十分行うよう要望する。

工事中及び工事完了後の関連車両の動線計画にあたっては、周辺環境に配慮し周辺住民の理解を得られるよう十分な検討を行い、地域開放型施設利用者の安全と利便性が確保さ

れるよう要望する。

意見の作成の要旨です。

に対しては、長年にわたり印刷工場として稼働していることから、土壌汚染が存在する可能性があり、これに起因する水質汚濁や地下水への影響が懸念される。

また、印刷工場としての操業と地下水利用が継続されることから、周辺住民の不安を払拭するために、評価項目への追加を要望するものである。

に対しては、現時点で敷地内に史跡・文化財は存在しないが、敷地内に掘削されていない土地もある。周辺地域の状況を勘案すると敷地内に貴重な文化財等が存在する可能性は高く、十分な調査の実施を要望するものである。

に対しては、地球温暖化に配慮した建築工事を行うよう要望するものである。

から に対しては、広大な開放緑地の創出をはじめ環境に配慮された工場の整備事業ではあるが、環境影響評価項目として想定される項目については企業の社会的責任として徹底した評価・検討が行われることを要望するものです。

これをたたき台として、委員の皆様方のご意見を頂ければ有り難いと思います。

よろしくどうぞお願いします。

会長 ありがとうございます。

では、これをまた参考にしながら、事務局の方で、今後プラスしていきます。そのようなことも留意して、今回は環境影響評価調査計画書の段階ですので、これから環境影響評価書をつくります。計画書のときは、項目を都の条例に基づいた環境影響評価の項目の中で今後予測手法、どういったものを具体的に使いながら、このような項目については特に報告書に示していく、これについては選定しないとか、その辺が69ページから76、評価手法については77ページ以降に具体的に書いてありますので、このようなものを含めてご意見を頂ければと思います。

川俣委員 質問ですが、新宿区の用途地域の作成や準工業地帯とかを新宿区が決めたり、変えたりできるのですか。

会長 用途地域というのは、ある一定期間ずっとそのまま、頻繁に変更は出来ません。

川俣委員 都市計画という大きな目的からみると、こんな住宅街の真ん中に工業地帯があっ
ていいものか思います。この大日本印刷より後に法律が出来たから、難しいと思いますが、前にあったものをそのままにしては、新宿区の都市計画を考えたときに、業界のフィーリングカンパニー、大日本印刷の既得権を新宿区は認めることに繋がらないかと思います。

これをやってしまうと、どこでも建てたらいいのですか、こんなところに100メートルの事務所なんて何にも意味がないです。

都市計画を環境として捉えた場合に、住宅街の真ん中に工業地帯があって、それはやって当たり前だということから始まると意味がなくなってしまいます。

会長 担当部署幹事から、具体的に、説明して頂きます。お願いします。

都市計画部長幹事代理 今日には部長が所用で欠席ですので、代理で、景観と地区計画課長から説明させていただきます。

都市計画として、今、用途地域のお話が出ましたが、用途地域は東京都の所管です。この地域は準工業地域に指定されております。過去からずっと準工業地域で指定されております。この用途地域の見直し等については、現在、地区計画等の中で用途地域を見直していくことはありますが、今回のこの大日本印刷の建て替えに伴う準工業地域を見直すことはありません。

川俣委員 不思議ですよ。

会長 今はこれをベースにしながらかえていくより仕方ありません。

小林委員 質問ですが、17の環境項目は示してあり、実際5項目は評価しないわけですが、東京都が示した17項目に、つけ加えたり、区が削除することはできるのですか。

会長 17項目を第1原則として、考えていく必要があります。意見を言うなら、意見作成の趣旨のような形の中で何か意見を、参考意見として言うことが適当だと思います。区としてプラスするとかはしない方が良くと思います。条例に基づいて、計画書を作成しているわけですから、それを尊重した方が良くと思います。

小林委員 それは解りますが、仮に東京都条例ならば、東京都を一律に網をかぶせるわけですね。東京都とは言いながら。仮にこれは都条例が根拠とするなら、区は区の特异性としてプラスしたり、当区とすれば、もう既にあるから問題はないということが言えるかを、まずお聞きしたかったです。

会長 それなので、意見を言うことができるのだから、自由に意見を言ってください。

小林委員 そうですか。

では、意見として申し上げます。防災環境を何処かで捉えるべきだと思います。一番身近なことで、安全や安心があるわけです。具体的に申し上げますと、当工場は、印刷工場ですから当然に油類等の危険物を扱ったり、またできた製品の検査をするために放射性物質を使った検査もありますので、もう少し項目を出して検討していく必要がありますので、

環境防災ということで捉えるべきではないかと思いました。

会長 わかりました。

では、ほかにございますか。

内藤委員 今、提出されている部分は、市谷の整備工場だけの問題ですが、実はその周辺にもまだ大日本印刷の施設が幾つかありますので、道路計画を含めて、総合的に大日本の将来像等を含めて緑化を考えないといけません。部分、部分で全部やると、問題が明確にならなくて部分、部分になっていきます。榎地区では、このほかに榎の工場がもう一つあります。これもやはり相当の地球温暖化の原因になっていますので、評価の方法は、少しルーズになるかもしれませんが、規定の範囲だけではなくて、もう少し総合的に把握していないといけないと思います。

それから、水ですが、すぐ近くは外堀です。古い地図を見て頂くとわかりますが、かつてはこの水も全部外堀に流れている水のラインです。だから、この部分だけで水が集結するのではなくて、自然は正直ですから全部外堀の方へ流れていきます。特に台風などがきかすと、我々もよく見っていますが、油っぽいものが全部流れています。そういう基本的な問題を、先ほど小林委員からもありましたが、総合的にもう少し視点を見直さないと、その部分だけというのはちょっと疑問に思います。

会長 今の水の問題は、先ほどの区役所内部の検討会で指摘されていますので、この辺に結びつけて考えていけば良いと思います。

サキ田委員 この環境影響評価のこの手法を、この審議会の中で私たちも意見を言えるようになってきたことは、計画に対して、地域の方ができるだけ早く意見が言える場を確保する本来のねらいからいって大変有り難いと思います。

それで、この計画を拝見して、色々な意見が出た中で感じるのは、大変緑のことなどをデザイン的にとても気を使っておりますが、この調査項目の調査をしない5項目が、割に周辺地域に住んでいる方にとってはとても気になる部分を残していると感じます。ですから、区の意見にも既に書いてありますが、私も是非、水のことや車の流入、学校のことなど、きちんと意見として出して頂きたいと思います。

もう1点、先ほど私が質問したことは、調査項目としては大気汚染や土壌汚染などに入っていますが、その項目の中にはVOCや揮発性の化合物についての記述が一切ありませんので、その辺は追加して頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

会長 わかりました。

では、ほかにございますか。

内藤委員 風環境については、問題ないと報告書には書いてありますが、つい最近、この近辺の防衛庁のわきに38階建ての東京セントラルが建ちましたが、3月の大風で地域の屋根が飛んだ例があります。複合的になると、風というものはすごく大事な問題なので、複雑にやらないと解決できない問題が出てきます。だから、これは単純に1つのビルだけでなくて幾つか建ってきますと複合的な処理をしていかないと、数学的にも複雑系の数学をやらないといけないと思いますので、この風環境は相当考えて頂きたいと思います。

それと、先ほど小林委員からもありましたが、紙が大量にありますので火災は、地域にとっては非常に大きな問題です。これも是非、搬入も大変ですが、入ったものが大量にストックされていますので、この問題も、いざというときは非常に大きな問題になると思いますので、よろしくをお願いします。

それと、ヒートゲイン、ヒートロスが大きくなりますから、景観、建物の外壁や屋上緑化だけでなく、壁面とかの素材についても十分配慮をして頂きたいと思います。特に高い建物は反射問題が結構大きく影響してきます。このところ近辺に大きな建物が沢山建ってくると、特に朝日が当たって、その光がまちへ映ったり、夕日がものすごい影響が出てきていますから、その辺もエネルギーには大きな影響を与えます。よろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。

色々大事な点が委員の皆様方からご指摘されているわけですが、ほかにございますか。

小林委員 1点だけお願いします。

10ページから11ページにかけて、 から まで書かれていますが、明らかにしていくとか、計画しているとか、抑制を図るとか非常に抽象的な表現が多いのですが、明確な表現にする必要があると思います。その辺をご配慮して頂ければと思います。

以上です。

会長 一通り目を通した印象だと、各委員の方からも言われていますが、例えば13ページなど、色々なところで使われています。この範囲が環境に影響を及ぼすと予想される地域というのでグレーゾーンの的です。これが何を意味しているのか、何の環境要因でこういったことになってくるのか、原因がはっきりしません。例えば電波、風が中心かもしれませんが、もう少し広い範囲で影響が出てくるはずで。例えば、125メートルぐらいの範囲になってくるとかですね。だから、この辺、かなりの度胸が必要だと思います。

これを示したのは、この辺の根拠が何かということを確認にして報告書をつくった方はやらなくてはならないわけです。

それから、先ほど内藤委員からも風の話、岩本委員からも、隣接した牛込第三中学校の教育環境への影響ということが示されておりました。この都条例の環境影響評価の項目に教育環境の保全は入っていません。日本の環境アセスメントの特徴として、どちらかというと社会経済的な環境要素や環境要因は全部度外視しています。それは別の項目で議論しているだろうと。ですから自然環境が中心です。それは別途論じるから要らないというのが、環境アセスメントの制度ができるときに大変議論になったわけです。その辺、先進国のアメリカだと、社会要因や社会も経済も全部項目の中に入ってくるわけです。そうすると、案外、我々も議論しやすいですが、そういうのが抜けているわけです。だから、抜けたものについては、さっき小林委員のことも関係しますが、さっき区の内部検討会で議論されたことが紙で示されていますが、一番最後のところで、附帯意見として書かざるを得ないです。これはどんなに長くなってもいいと思います。

だから、牛込第三中学校の裏側は、全滅になります。夏場は風が南から吹きますから、それをグラウンドの方が背後地になって、全部静穏な地域になってしまいます。その影響は周りなどにいきます。私も風洞実験やりますので、よくこの辺の気象状況はわかります。それについて何も触れていないのは、この調査計画書は、大きな不備ではないかと思います。区として、きちんと言わないといけないです。

それから、社会経済的な環境要素などの観点からすれば、今後進めていくに当たって、十二分にコミュニティーの意見を聞いて進めていくことは常識だと思います、つけ加えておくのは、いろんなことを含みます。懇切丁寧に計画の内容を詳細に説明して、それで事業化に入って行く。または、環境アセスメントの報告書をつくることを全て含みます。それも書いていく必要があると思います。

高瀬委員 委員の皆様のご意見、区のご意見もごもっともだと思います。1点、念のために、今回の区長意見の案の1番の6項目のうち、大日本印刷さんの方で選定しなかった項目を評価項目として選定される、いわばそこが一番多分大事で選んでいるのがとだと思います。ここは事業者側の大日本印刷さんにも十分ご理解を頂くことが大事ですが、緑の資料の大日印刷さんの方は、71ページでは水質汚濁のところ、もし仮に土壌汚染の現況調査で土壌汚染が出た場合には水への影響も出るので、そこから環境影響評価項目として選定するという表現をしたり、史跡のところは工事に先立って試掘によって確認して、何か

出てきた場合には文化財保護法等に基づいて対応します。この辺が、事前の区の内部ではどのようにご議論されて評価されたのか、大日本印刷さん側へのご説明という点でも重要だと思しますので、参考までに教えて頂ければと思います。

環境対策課長 4月17日の内部の検討会を行った際に、事業者側から再度この説明がありましたが、今、委員ご指摘のとおり、選定しなかった理由の中のただし書きで、こういうことがあればやっていきますというお話もありました。ただ、今の計画書では選定しなかった項目の中にも入っていますので、これは是非やってほしいということで、場合によってはもう既に事業者側では想定をする中で、評価書案をつくる時には盛り込む準備はする感触は受けています。

ただ、これから区長意見として東京都に出して、そして東京都の環境影響評価の審議会がどのような形でそれを受けて、事業者側に言うかということもありますので、地元の区としては再度それを確認のために入れておくということで、内部で検討したところです。

高瀬委員 そこは十分、事業者側とも議論して、こういう方法でということですね。わかりました。

会長 それから、騒音と振動は、昔から一緒によく書きますが、全然質の違うもので、騒音・振動と中ポツで書きます。分けて記述しないと読みにくいので、分離しての詳述や予測結果を書くなど、何かそれも意見として言った方が良いと思います。今までの例だと、条例に従いながら、みんな分けて書きます。書く方も書きにくい。読む方も読みにくいです、途中まで騒音を書いたと思ったら、振動をミックスして書いてあるというのは全然意味が分かりませんね。

ほかにございますか。大体ご意見は頂きましたか。

では、この後は今日頂いた意見を事務局の方でまとめて頂いて、区長の方に示されて、それからまたご意見を頂いて都の方に持っていくということになりますね。

環境対策課長 それでは、今日頂いたご意見を先ほどご提示した区長意見案に再度つけ加える形で、例えば防災環境の問題、車の流入のこと、火災のときの対処のこと、社会経済的な要素、近隣住民への意見を十分聞く、VOCの項目、地域全体の複合的な予測、特に高層ビルなどが幾つか建っているところの予測も含めてつけ加えさせて頂く中で、会長さんにご相談させて頂いて区長に提出することでよろしいですか。

会長 よろしいですか。

どうも有難うございました。では、そのようにさせていただきます。

その他

会長 では、本日、この議題1つということですが、ほかに事務局ございますか。

環境対策課長 それでは、その他ということによろしいですか。

今日、お手元のみどりのカーテン、新宿打ち水大作戦、ライトダウンキャンペーンのチラシをお配りしました。先般の環境基本計画の見直しのご答申でも実際に効果の見える、区民の方々に取り組んで頂く身近な環境対策という形でご提示頂いたものを事業化し、今年度対応します。

基本的には、環境学習情報センターで担当し、区も一緒にPRをし、広めていく予定です。みどりのカーテンは、予算的には区民の方に1,000件配布する予定分です。みどりのカーテンとは、ゴーヤなどのつる性の植物を窓辺に置いて、夏場の冷房温度をそんなに下げないで済む形で夏場を過ごすことです。

打ち合わせをする中で、単に配るだけでは、なかなか普及せず、失敗も考えられるので、地域センターや環境学習情報センター等で説明会を6回開催し、そこでお集まりの方々に直接苗をお渡しをし、後日、プランター・土等を、ご自宅に配送する形で取り組みます。

これだけではなかなか普及しませんので、例えば学校も含めた公共施設等、事業所などでも取り組んで頂くようにPRをしていきます。また、四谷地域や牛込地域などでも地域ぐるみでモデル的に行うことなども、取り組んでいきます。

よろしくをお願いします。

新宿打ち水大作戦ですが、都市のヒートアイランド対策ということで、この7月1日から9月15日までの間、できれば地域の団体、町会や色々な団体の皆様方が一緒になって、イベント的に打ち水を行う。個人個人のご家庭では、既に家の周りでおやりになっている方も、いらっしゃるとは思いますが、この期間に、地域ぐるみで取り組む形をと今考えています。

また、ライトダウンキャンペーンですが、こちらも既に事業者、個人等でおやりになっている方もあると思いますが、環境省が毎年夏至の前後にこのような取り組みをしております。夜の8時から10時までの2時間、不必要な電源、照明を消すキャンペーンです。今年は特に7月7日から洞爺湖サミットがありますので、6月21日と7月7日の七夕の日に、このキャンペーンに新宿区としても参加します。既に参加されている企業の皆様方等も含めて、多くの方々にご参加頂いて、新宿区から実際にこの取り組みによりどのく

らのCO₂が減ったかを測定、算定をしてPRをしていきたいと思ひます。このチラシは個人・家庭用等と事業・団体用とあります。よろしくご協力お願ひします。

それと、今日お配りした環境保全のしおりですが、20年度となっていますが、中身は19年度の事業内容です。20年度の取り組み事業なども掲載していますので、ご参考までにご覧ください。それと会長さん、もう1点よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

環境対策課長 実は先般、同じ環境影響評価ということで、千代田区の富士見町二丁目の市街地再開発ビルの件について、ご論議頂いた意見を東京都に出した結果が東京都から5月、6月頃に、影響評価調査書として出てきます。そうしますと、再度この審議会で5月から6月にかけて、ご論議頂く予定ですので、また追ってご連絡を差し上げますのでよろしくお願ひします。

内藤委員 榎地区では、今年度は地球温暖化をテーマに、地区のヒートアイランド現象を軽減させるにはということで、地区の皆さんと勉強会を6回開催します。是非また色々のご協力を頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

会長 わかりました。

ほかに何か、委員の方でもご意見ありますか。

板本委員 打ち水大作戦ですが、角筈地区では、今年度も8月に京王プラザさんと一緒に打ち水をすることが決定しています。詳細が決まりましたらお知らせします。

サキ田委員 環境学習情報センターからの情報ということで、お知らせします。毎年、多くの環境団体の方が集まって行う行事を、今年は6月7日の土曜日に行います。その中でみどりのカーテンをきちんと植える体験事業をします。またCO₂削減の部分と3Rをみんなが進める話し合いの場を設定しようと思ひます。皆さん、様々な地域で活躍されていますので、色々なルートから相談事があるかもしれませんが、その時はよろしくお願ひします。

岩本委員 関連してですが、昨日の新宿御苑でのみどりのフェスタで、参加者の皆さんに、みどりのカーテンのPRをしました。新宿区民以外の方も大勢いましたが、新宿区民だけです、今年是非挑戦してくださいとPRしたところ、新宿区はとても良いことをやってくれてうれしい、新宿区に長年住んでいてとても良かったという声も聞けまして、正確な数字は分かりませんが、大勢の方がこの申込書にサインをしてくれました。

内藤委員 榎地区でも聞きに行きますというのが増えてきているので、部分、部分ではなかなか盛り上がらないので、できるだけまとまって色々なことをやっていくように声をかけ

ていこうと思います。

環境対策課長 区の事業として、1,000件位配布出来ればと思っておりますが、それとは別に沖縄県那覇市長さんが、新宿でそのような事業をやるならゴーヤの種をあげますとのことで2,000粒頂きました。種からの発芽は難しいので、現在、専門業者に1,000粒の種を渡して発芽を頼んでいます。主に学校などで取り組んでもらう分です。

会長 今、何校ぐらいの学校がゴーヤなどのみどりのカーテンをやっていますか。

環境対策課長 多分まだ数校です。今回は教育委員会を挙げて取り組み、校園長会にも呼びかけていますので、結構な学校で取り組んでくれると思います。

会長 子供は喜びますが、管理や多少経験があるので、屋上緑化や校庭の芝生化と比べて評判があまり良くないです。

内藤委員 和田中学の藤原先生のご意見ではないけれど、小学生、中学生、保護者と一緒の地域づくりをしないとね。サポート部隊をきちんとつくと、小学生だけでは維持が大変だと思います。

会長 支援本位に行き過ぎている場合もあります。

サキ田委員 モデル的に去年2校で、かなり継続的にやっています。

会長 2校ですか。

サキ田委員 モデル的にじっくりと2校でやっています、先生方が熱心に自発的に色々取り組んでいるところは徐々に増えています。今年、これで爆発的に増えることを期待します。地域の方と連携しながら輪を育てていくことはとても大事ですね。

環境対策課長 保育園でも取り組んでもらえるところが増えてきています。水やりが大変です、地域の方のお力を借りたいですね。

内藤委員 地域が一緒になってやらないとね。今、早稲田の大学院と一緒にまちづくりをやっています。早稲田小学校では、フランスの留学生がエコロジーをやろうと提案しています。フランスはエコロジーが非常に発達した国でして、提案はフランス人ですから、かなりいろいろ提案してくれます。教育委員会が中へ入って大学生たちを誘導してくれないと、なかなか対話ができません。地元とコミュニケーションを上手くしないと具体化にはならないと思います。

会長 さっきの和田中の話ですが、あと3年弱で杉並は100%の小・中学校で地域支援体制ができます。

内藤委員 立派ですね。支援体制がないと、学校だけでは成り立たないというのは杉並の場

合もそうだと思います。

サキ田委員 そのような意味で、今年は環境学習情報センターがきちんと支援の場になるように情報が集まるので、活用して頂くことで、センターの職員たちの輪の広がりも出てくるので、色々とまた情報をよろしくをお願いします。

内藤委員 温熱環境をきちんと測定していかないといけません。科学の力を自分たちも身につけるし、そのような作業を通して喜びもあると、やっぱり循環ができているのは素晴らしいと思います。

会長 本当に自分で測るとか、自分で最初から参加するかをしておかないとだめですね。

内藤委員 そうです。

会長 ほかにいいですか。

板本委員 今年もやるつもりですが、みどりのカーテンを3年越しでやっております。我が家はマンションですので、ネットを設置するのが実は違反です。黙認してもらっていますが、何か行政の方で良い方法はないでしょうか。マンションによっては、やりたくてもできない方がかなり出てくると思います。

小林委員 私もマンション住まいですが、管理組合がきつくてとてもだめですね。

それから、消防法ではありません。通路上、避難上の問題はあります。

板本委員 そうですね。管理組合に正式に申し込むと、ノーと言わざるを得ないですね。

小林委員 共有部分ですからね。

川俣委員 基本的には、南向きですか。

環境対策課長 そうですね。日当たりがよくないといけないので、南か西だと思います。

川俣委員 南は、洗濯物干し利用で、マンションなどは大変ですね。

村山委員 我が家はゴーヤを結構やっていますが、沢山成りますよ。日が当たらなくても大丈夫です。そのかわり3年たつと土を取りかえないとだめです。最初は太いのができますが、だんだん細くなってしまいます。アサガオでも何でも同じ土で2年、3年やるとだめになってしまいます。

環境対策課長 そうですか。

会長 さて、ではそろそろ審議会、閉会したいと思います。

長時間ご熱心にありがとうございました。これを持ちまして閉会にいたします。

午後3時47分閉会